

防府市スポーツ協会補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 市長は、本市スポーツの振興を図るため、市民スポーツの普及並びに推進を図ることを目的として設置された防府市スポーツ協会（以下「協会」という。）が実施する事業に要する経費の一部に対し、この要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の名称、補助の対象となる事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市スポーツ協会補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し防府市スポーツ協会補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第5条 協会は、当該事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに防府市スポーツ協会補助金計画変更・中止承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるものについて、防府市スポーツ協会補助金交付決定

変更通知書（第4号様式）により通知する。

（事業完了届及び実績報告書）

第6条 協会は、当該事業を完了したときは、防府市スポーツ協会補助金完了届兼実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業が完了した日から30日以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市スポーツ協会補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の交付請求）

第8条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市スポーツ協会補助金交付請求書（第7号様式）に前条に規定する確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付できる額は、防府市スポーツ協会補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を上限とする。

2 協会は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、防府市スポーツ協会補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の精算）

第10条 協会は、前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合において、第7条による通知を受けたときは、防府市スポーツ協会補助金概算払精算書（第9号様式）により精算手続きを取

るとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第11条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、防府市スポーツ協会補助金返還命令書(第10号様式)によりその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき
- (5) 当該事業の施行方法が、不正、怠慢その他不適当であると認められるとき
- (6) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき
- (7) その他、市長が不適当と認めたとき

2 前項の規定は、第7条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助対象事業の経理)

第12条 協会は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、協会に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは調査させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
防府市スポーツ協会運営費補助金	事務局運営に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・給料 ・職員手当等（通勤手当、時間外等勤務手当、期末手当、勤勉手当） ・共済費（社会保険料、労災保険料、雇用保険料） ・旅費（費用弁償、普通旅費） ・交際費 ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料） ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料） ・委託料 ・使用料及び賃借料（事務機器使用料、回線使用料、自動車借上料、会場借上料） ・負担金補助及び交付金 ・その他市長が特に必要と認める経費 	市長が認める額
	加盟団体の助成や支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金補助及び交付金 ・その他市長が特に必要と認める経費 	
	表彰に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 ・役務費（通信運搬費、手数料） ・委託料 ・使用料及び賃借料（会場借上料） 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が特に必要と認める経費 	
	<p>その他市長が協会運営費補助金の対象に該当すると認める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特に必要と認める経費 	
合宿誘致事業補助金	合宿実施団体への助成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金補助及び交付金 ・その他市長が特に必要と認める経費 	市長が認める額
	合宿誘致に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費（費用弁償、普通旅費） ・交際費 ・需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費） ・役務費（広告料、手数料） ・委託料 ・使用料及び賃借料（会場借上料、施設借上料） ・その他市長が特に必要と認める経費 	
	その他市長が合宿誘致事業補助金の対象に該当すると認める事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特に必要と認める経費 	

※ただし、受講料や他の補助金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入の額を差し引くものとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金交付申請書

防府市スポーツ協会補助金の交付を受けたいので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称

2 交付申請額 金 円

3 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

第2号様式（第4条関係）

号

年 月 日

様

防府市長

年度防府市スポーツ協会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府市スポーツ協会補助金について、下記のとおり交付決定したので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称

2 交付決定額 金 円

3 条 件

- ① 補助事業等の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
- ② 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- ③ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金計画変更・中止承認申請書

年 月 日付、指令防ス第 号で交付決定を受けた防府市スポーツ協会補助金計画を変更・中止したいので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 事業計画変更・中止の理由及び内容

2 変更となる補助金の額

変更前 円

変更後 円

増 減 円

3 添付書類

（1）事業計画変更・中止の内容に関する書類

（2）その他

第4号様式（第5条関係）

号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市スポーツ協会補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった防府市スポーツ協会補助金について、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称

2 変更交付決定額	金	円
変更前	円	
変更後	円	
増減額	円	

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金完了届兼実績報告書

年 月 日付、指令防ス第 号 で交付決定を受けた防府市スポーツ協会補助金について、事業が完了しましたので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の名称

2 関係書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他

第6号様式（第7条関係）

号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市スポーツ協会補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった防府市スポーツ協会補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金交付請求書

年 月 日付指令防商第 号で交付決定のあった防府市
スポーツ協会補助金を交付されるよう、防府市スポーツ協会補助金交
付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称

2 請求額 金 円

交付決定額

交付確定額

既交付額

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口 座 名 義							

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金概算払請求書

年 月 日付指令防商 号で交付決定のあった防府市スポーツ協会補助金について、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

1 補助金の名称

2 概算払請求額 金 円

交付決定額

既交付額

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口 座 名 義							

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府市スポーツ協会補助金概算払精算書

概算払を受けた防府市スポーツ協会補助金について、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 補助金の名称

2 請求額・返納額 金 円

概算払額

清算金額

差引額

第10号様式（第11条関係）

号

年 月 日

様

防府市長

年度防府市スポーツ協会補助金返還命令書

年 月 日付で申請のあった防府市スポーツ協会補助金について、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金の名称

2 返還すべき金額 金 円

交付決定額

交付確定額

既交付額